

パブリックコメント
令和元年12月20日から令和2年1月20日まで

光市自殺対策計画（素案）

令和元年12月
光市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 策定の趣旨	1
2 位置付け	2
3 計画の期間	2
4 策定体制	3
第2章 本市における自殺をめぐる状況	4
1 自殺の現状	4
2 対策が優先される重点課題	8
第3章 自殺対策の基本的な考え方	9
1 基本理念	9
2 基本方針	10
3 数値目標	11
第4章 施策の展開	12
1 基本施策	12
◆基本施策1 地域におけるネットワークの強化	12
◆基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	14
◆基本施策3 市民への啓発と周知	15
◆基本施策4 生きることの促進要因への支援	16
◆基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	20
2 重点施策	21
◇重点施策1 子ども・若者への支援	21
◇重点施策2 勤務・経営への支援	23
◇重点施策3 高齢者への支援	24
◇重点施策4 生活困窮者への支援	26
3 生きる支援関連施策	27
◆保健分野の取り組み	27
◆児童福祉分野の取り組み	28
◆障害福祉分野の取り組み	28
◆高齢福祉分野の取り組み	29
◆教育・人権分野の取り組み	31
◆その他の取り組み	32
第5章 推進体制と進行管理	33
1 計画の推進体制	33
2 計画の進行管理	33
3 計画の見直し	33

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

わが国の自殺対策は、平成18年に「自殺対策基本法」が制定され、平成19年には国の自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」が制定されて以降、「個人の問題」と認識されがちだった自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになりました。

国を挙げての総合的な自殺対策の推進により、自殺者数は、平成24年をピークにそれ以降は減少しているものの、警察庁が発表しているデータによると、平成30年の自殺者数はいまだ2万人を超え深刻な社会問題となっています。そのため、国は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進していくために、平成28年に「自殺対策基本法」を改正し、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、いわばナショナルミニマムとして、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての市町村が「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

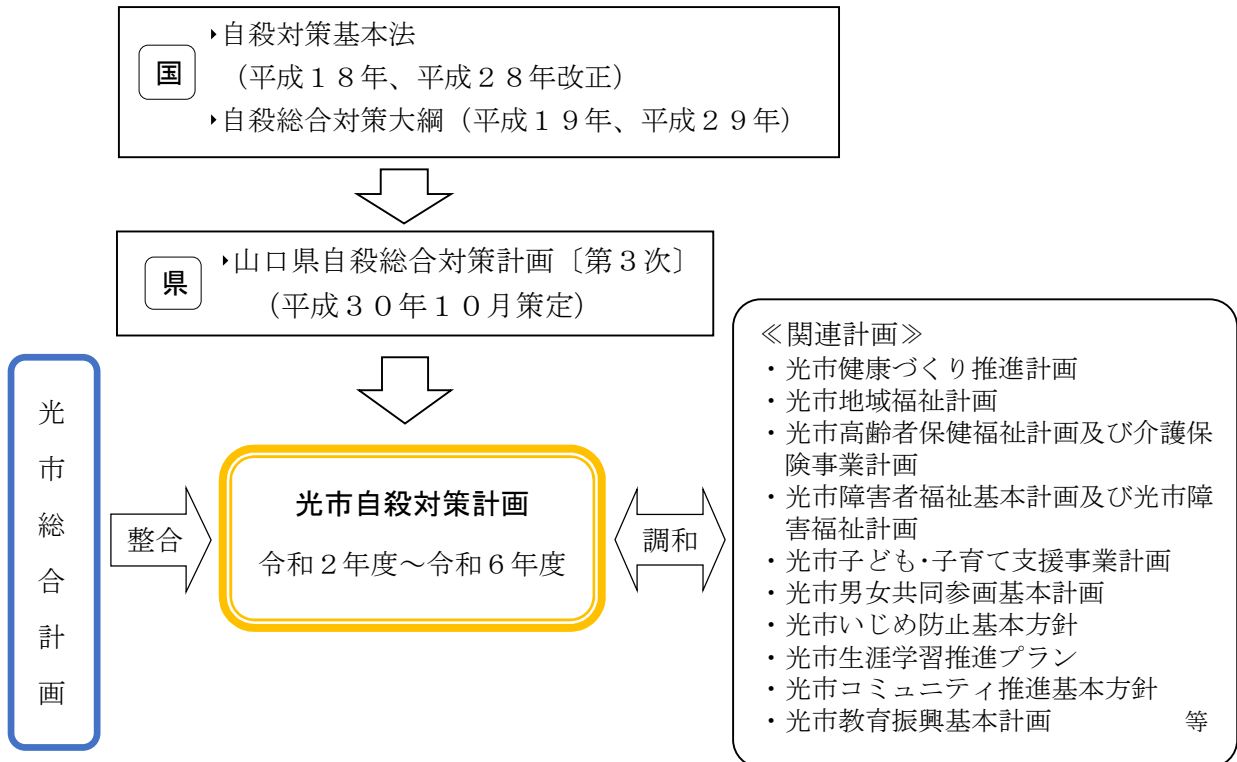
本市においても、自殺対策は重要な課題ととらえ、「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」に基づき、平成21年度から「自殺対策緊急強化事業」に取り組むとともに、市民の健康づくりを推進するために平成18年3月に策定した「光市健康増進計画 光すこやか21」において3本柱の1つとして位置づけられた「心の健康」事業の推進、さらにその計画を継承するために平成28年3月に策定した「光市健康づくり推進計画」において、健康づくりのための4つの要素のひとつに位置づけられた「なごむ（こころの健康、休息）」事業と一体的に本市の自殺対策を推進してきたところです。

本市では、これまでの取り組みをさらに発展させ、関係機関等が連携し、本市における自殺対策を総合的かつ円滑に進めるため、「光市自殺対策協議会」を設置するとともに、地域の実情に即した自殺対策を総合的に推進するために「光市自殺対策計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

2 位置付け

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」として、策定するものです。

また、策定にあたっては、国の「自殺総合対策大綱」や山口県が定める「山口県自殺総合対策計画」等の内容を踏まえつつ、「光市総合計画」を上位計画とし、本市の保健・医療・福祉及び教育分野の計画など、関連する計画との調和に留意して策定するものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度（2020年度）を初年度として、令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

また、毎年計画の取り組み状況や課題の整理を行うとともに、市民ニーズや制度の変革、社会経済情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを検討します。

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元年	2	3	4	5	6
国	自覚対策基本法 ☆																		
	自覚総合対策大綱 ☆																		
山口県	自覚総合対策計画			自覚総合対策計画(第2次)					自覚総合対策計画(第3次)										
光市															自覚対策計画				

☆は改正年

4 策定体制

本計画の策定にあたっては、「光市健康増進計画 光すこやか21」の「心の健康」事業、及び「光市健康づくり推進計画」の「なごむ（こころの健康、休息）」事業と一体的に展開してきた本市の自殺対策事業の推進状況を踏まえるとともに、医療、福祉、教育、経済、労働関係者又は関係団体の代表者及び関係行政機関の職員等からなる「光市自殺対策協議会」を設置し、協議会における意見や提言をもとに計画づくりを進めました。

また、本計画は、多様な分野の連携による一体的な取組みが不可欠であることから、庁内関係各課で構成した「光市自殺対策庁内ワーキンググループ」を設置し、生きることへの包括的な支援に関連する既存事業の棚卸しを実施し、庁内の関連事業を広く把握して、連携強化を図るなど実効性のある計画となるよう努めました。

「光市自殺対策計画」における「事業の棚卸し」とは
現在本市で実施している事業や地域の取り組みのうち、「生きる支援（生きることの包括的な支援）」に関連する既存事業を最大限に活かし、計画に盛り込むために、市全体で関連事業の抽出や洗い出しを行ったもの。

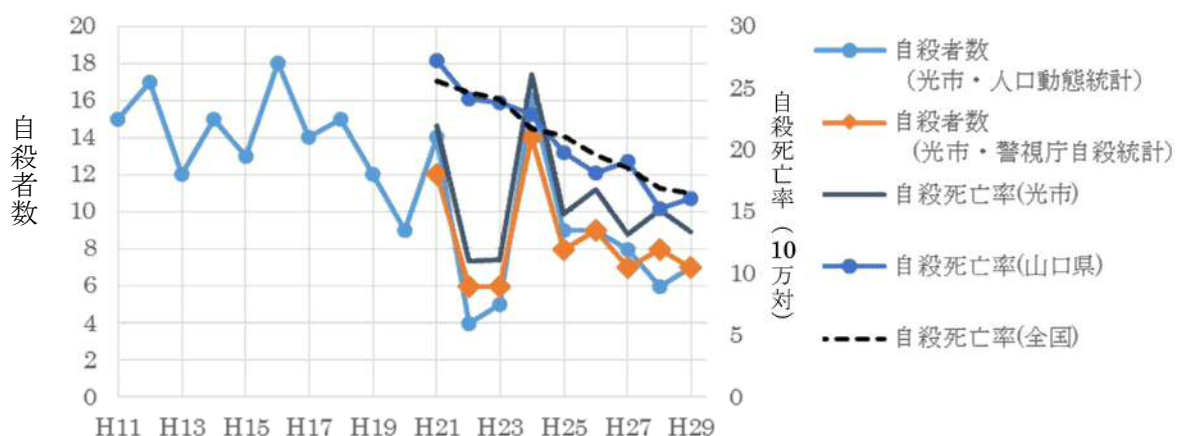


第2章 本市における自殺をめぐる状況

1 自殺の現状

(1) 自殺者数と自殺死亡率の推移（光市、山口県、全国との比較）

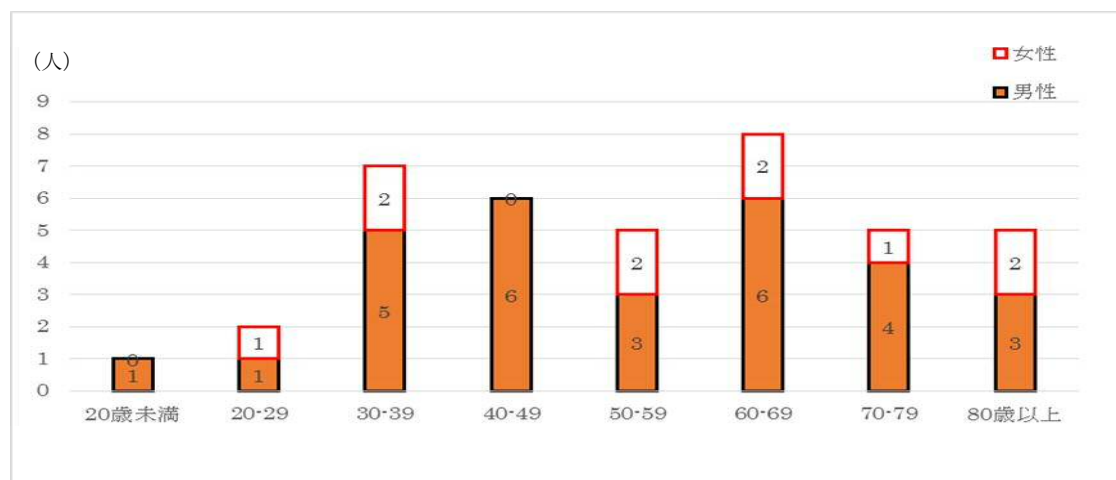
自殺統計が公表され始めた平成21年以降、本市における自殺者数は平成24年をピークに減少したものの、平成25年以降横ばい傾向で、年7人から9人の間で推移しています。



出典：人口動態統計（厚生労働省）、地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(2) 年代別、性別自殺者数（平成25年から平成29年）

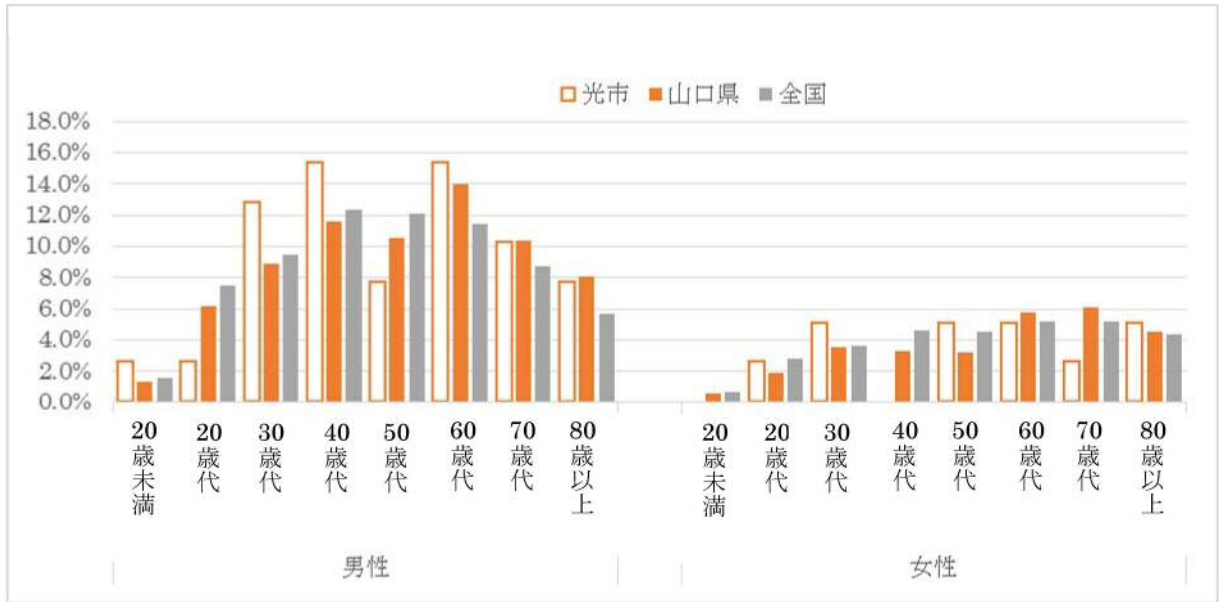
平成25年から平成29年までの自殺者数の年代・性別をみると、60歳代が最も多く、次いで30歳代、40歳代で多くなっています。性別では、30歳代以上はどの年代も男性が多く合計で6割以上を占めています。



出典：自殺統計（自殺日・住居地、地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(3) 年代別、性別自殺者数割合（光市、山口県、全国との比較）

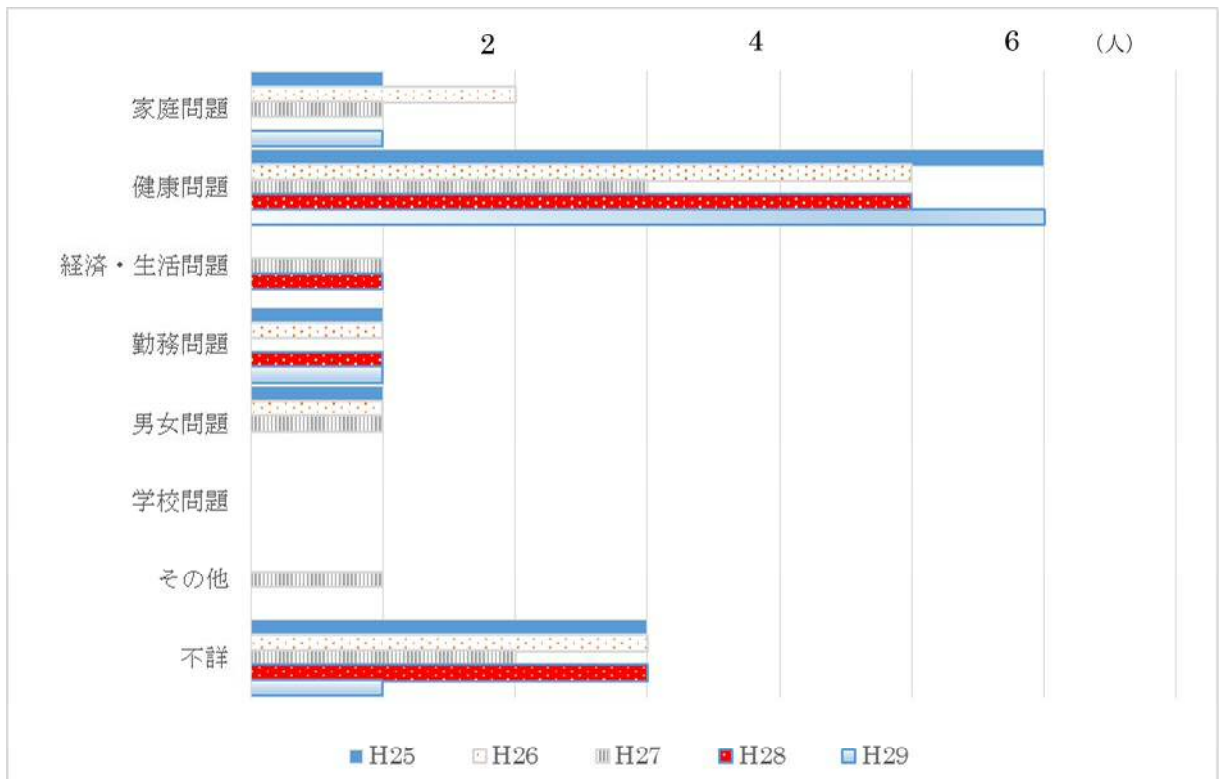
本市は、30代、40代、60代男性及び、30代、50代女性の自殺割合が、山口県及び全国に比べて高くなっています。



出典：自殺統計（自殺日・住居地、地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(4) 原因・動機別自殺者数

自殺の原因・動機別にみると健康問題が最も多くなっています。

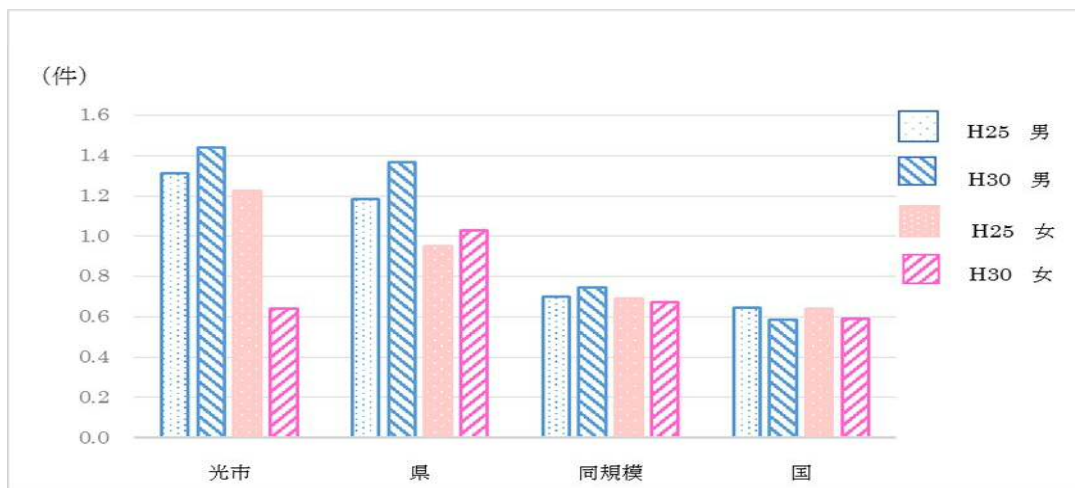


出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(5) うつ病の診療状況

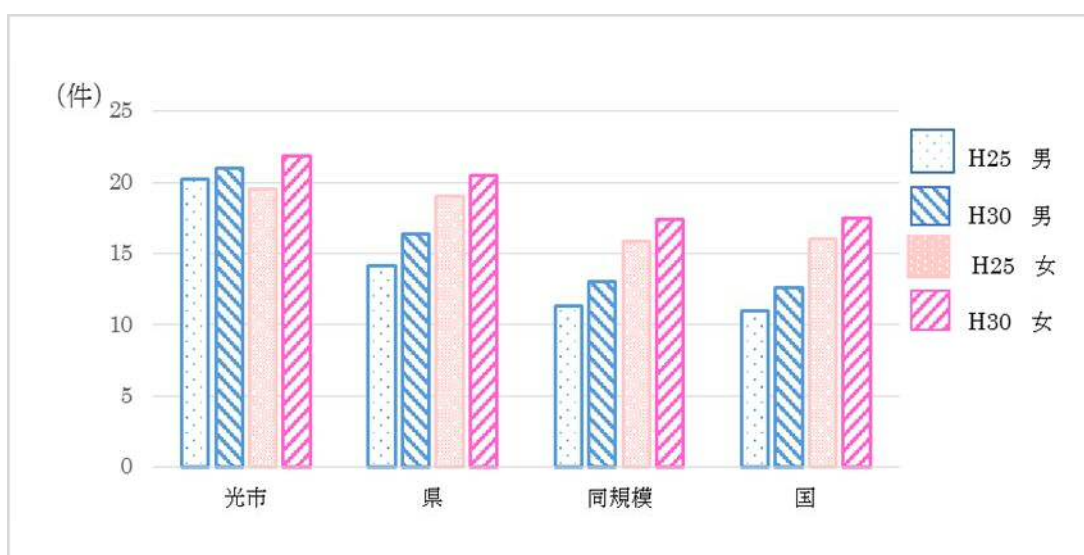
ア 入院：千人あたりレセプト件数

山口県、同規模の市町、全国と本市を比較すると、平成30年の統計では、男性は山口県、同規模市町、全国よりも多い状況です。



イ 外来：千人あたりレセプト件数

本市は、男女ともに山口県、同規模市町、全国を比較しても、うつ病での外来診療が多い状況です。



出典：国保データベース（KDBシステム）

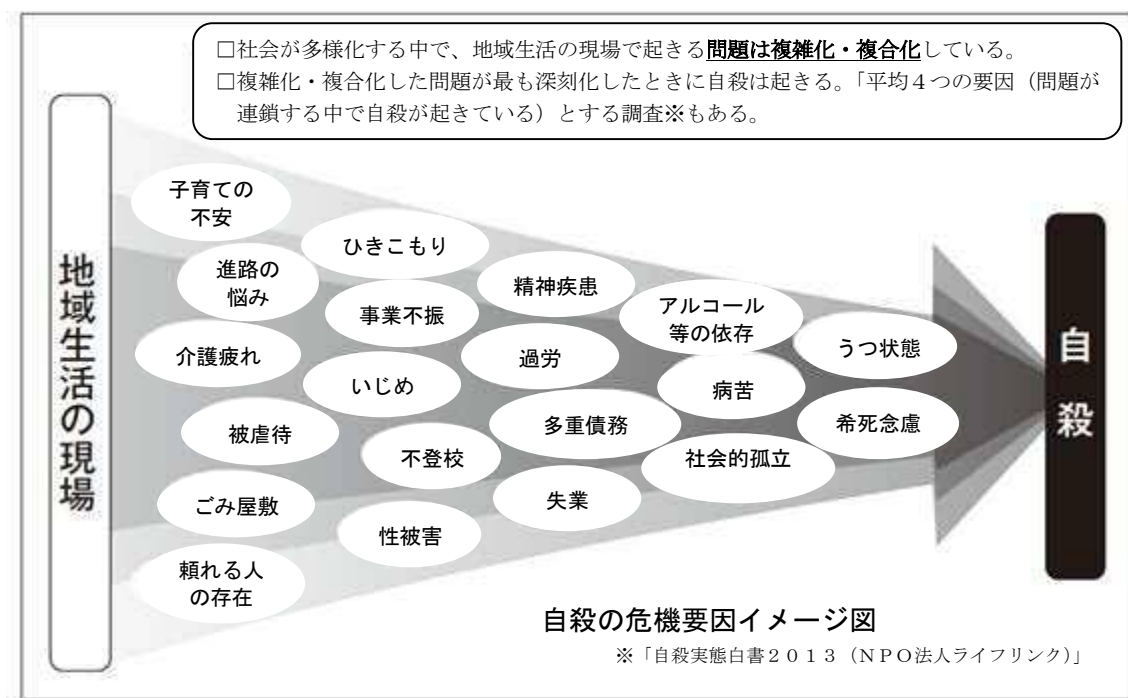
コ ラ ム

「自殺の危機要因」

下図はNPO法人ライフリンクが、自殺に至るまでのプロセスを明らかにすることで、具体的かつ実践的な自殺対策につなげることで、及び同じような形で自殺に追い込まれていく人を一人でも減らすことを目的に2007年から2012年に行った「声なき声」に耳を傾ける自殺実態1000人調査から見えてきた「自殺の危機経路」です。

自殺の原因はひとつではなく、多くの場合、多様な要因が重なっているとされています。

なお、本調査の状況は同法人がまとめた「自殺実態白書2013」に掲載され、国の「自殺対策総合推進センター」が作成する「地域自殺対策実態プロファイル」の参考資料とされています。



出典：厚生労働省資料

2 対策が優先される重点課題

国における、平成25年から平成29年の5年間の本市の現状分析から、自殺者数の多い対象群の特徴を本市の対策が優先される課題ととらえ、その背景にある主な自殺の危機経路等より、「子ども・若者への支援」「勤務・経営への支援」「高齢者の支援」「生活困窮者の支援」を重点課題としました。

なお、「自殺総合対策大綱」においては、39歳までを「子ども・若者」と表記していることから、本市の「子ども・若者への支援」の対象者は、児童生徒、大学生、10代から30代の有職者と無職者、非正規雇用者等を想定しました。

(1) 本市の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、平成25～平成29年））

平成25年から平成29年の5年間における本市の現状分析から、自殺者数の多い対象群を示したものです。

上位5区分	自殺者数 5年計(人)	割合	自殺死亡率 * (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性60歳以上無職同居	6	15.4%	22.7	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:男性60歳以上無職独居	5	12.8%	139.1	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
3位:男性20～39歳有職同居	4	10.3%	23.8	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
4位:女性60歳以上無職同居	4	10.3%	10.6	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位:女性20～39歳無職同居	3	7.7%	33.7	DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺

順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

*自殺死亡率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

**「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にした。

出典：自殺対策総合推進センター作成の地域実態プロフィール【光市】

コ ラ ム

「うつ病」とは

眠れない、食欲がない、一日中気分が落ち込んでいる、何をしても楽しめないといったことが続いている場合、うつ病の可能性がります。うつ病は、精神的ストレスや身体的なストレスが重なるなど、様々な理由から脳の機能障害が起きている状態です。脳がうまく働いてくれないので、ものの見方が否定的になり、自分がダメな人間だと感じてしまいます。そのため普段なら乗り越えられるストレスも、よりつらく感じられるという悪循環が起きてしまいます。

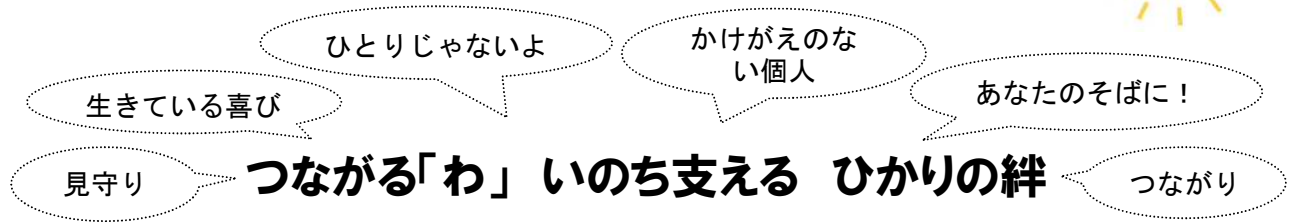
薬による治療とあわせて、認知行動療法も、うつ病に効果が高いことがわかってきています。早めに治療を始めるほど、回復も早いと言われていきますので、無理せずに早めに専門機関に相談すること、そして、ゆっくり休養をとることが大切です。

参考：厚生労働省ホームページ

第3章 自殺対策の基本的な考え方



1 基本理念

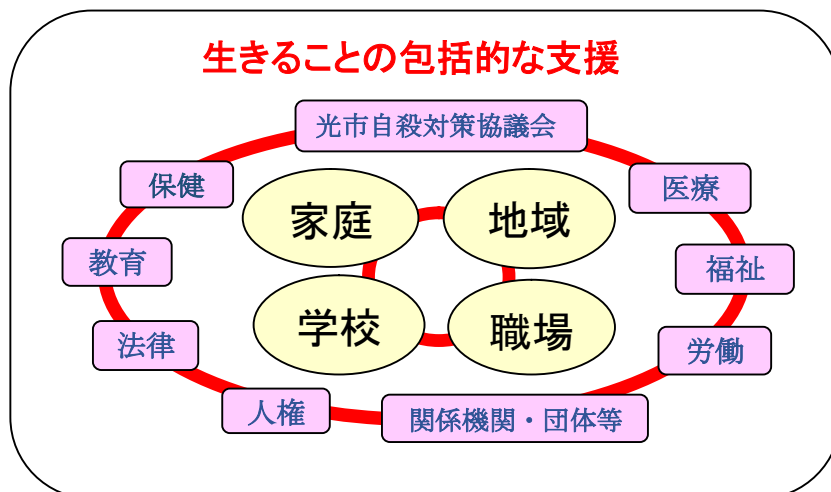


自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられなくなった状態に陥ったり、社会とのつながりの減少、生きていても役に立たないという役割喪失感、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

また、自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しており、総合的に自殺対策を進めるためには、地域の多様な関係者の連携と協力のもと、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していくことが重要です。

そのため、本市の自殺対策の取り組みにおいては、保健、医療、福祉、教育、労働、法律、人権、地域、その他関係機関・団体等がつながり、その連携と協力のもとに、「生きることの包括的な支援」として総合的かつ効果的な施策の推進を図ることで、自殺に追い込まれようとしている人を必要な支援につなぎ、いのちを守ることを目指して、計画の基本理念を「つながる「わ」いのち支える 光りの絆」と定めます。

なお、本基本理念の「わ」は、つながりの輪、協力し合う和、対話の話、かけがえのない私、また、「ひかり」は、明るい希望の光、いのちを支える様々な人々、そしてわがまち光市を表すものとして、それぞれひらがな表記としています。



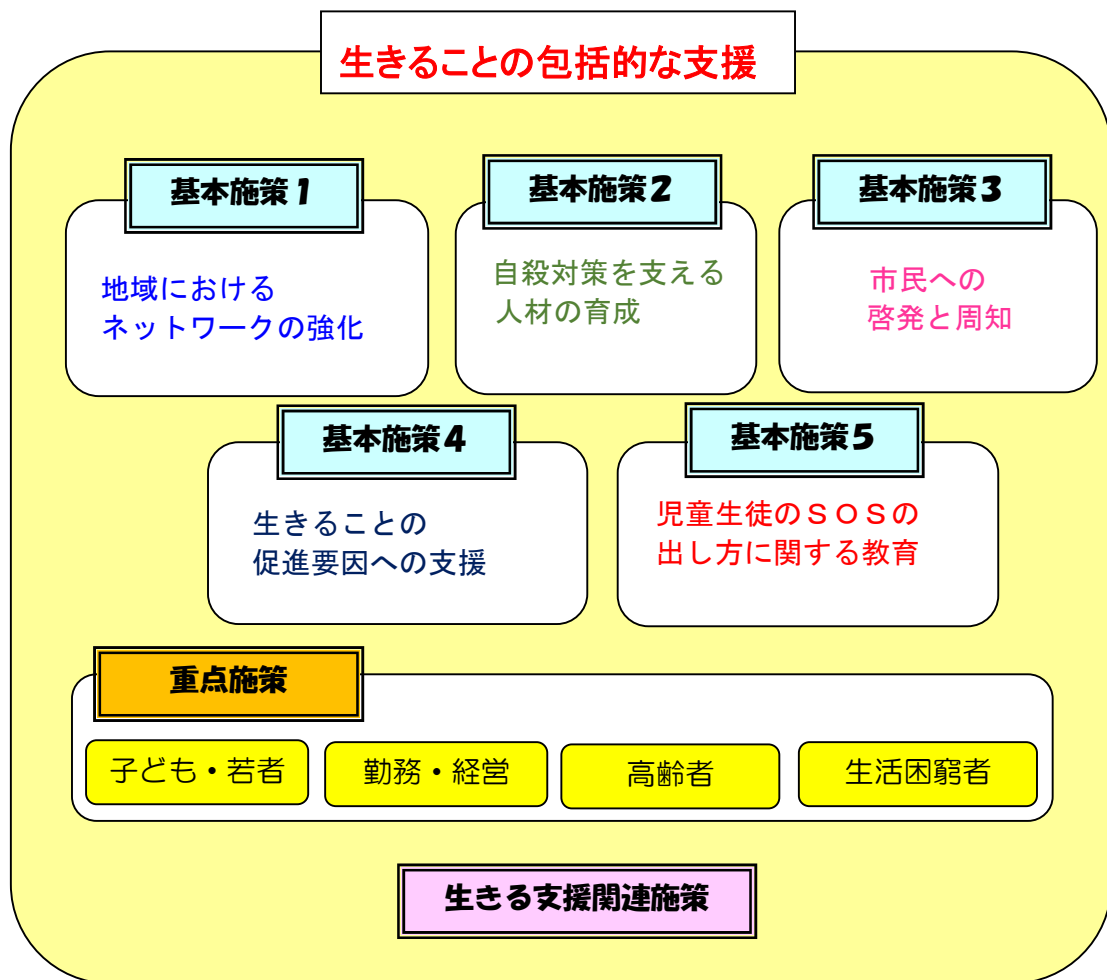
2 基本方針

基本理念をふまえ、誰もが生きることの包括的な支援を受けられるよう、「基本施策」「重点施策」「生きる支援関連施策」の3つの施策により各種事業を展開し、自殺対策の総合的な推進を図ります。

「基本施策」においては、自殺対策の推進において、全国的に実施されることが望ましいとされる「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「市民への啓発と周知」「生きることの促進要因への支援」「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」の5つの項目について取り組みを進めます。

さらに、第2章2において本市の特性をもとに重点課題とした「子ども・若者への支援」「勤務・経営への支援」「高齢者の支援」「生活困窮者の支援」の4つの項目を「重点施策」として、効果的な対策の推進を図ります。

また、自殺の原因となる様々な課題に対し、関連分野で展開されている各種事業を「生きる支援関連施策」として位置づけ、自殺対策における有機的な連携を持って、各種事業の推進を図ります。



3 数値目標

本市の自殺対策の基本理念である「つながる「わ」 いのち支える ひかりの絆」の実現に向けて、令和6年までに、自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）を30%以上減少させ、9.2以下となることを目標とします。

さらに、周囲の皆が悩んでいることに気づき見守る“こころのサポーター”となれるようゲートキーパー研修の受講者の増加を目標とします。

評価指標	近況値	目標値 令和6年度
①本市の自殺死亡率	13.2	9.2以下
②ゲートキーパー研修受講者数	1,444人	2,500人以上

※近況値出典【年度】①地域における自殺の基礎資料（人口10万対）：厚生労働省【H27】
②平成23年度～令和元年度累計

〔参考〕国・県の目標値

国は、「平成38年（2026年）までに、自殺死亡率を平成27年（2015年）18.5と比べて30%以上減少させる（13.0以下）」としている。

山口県も同様に、「平成27年（2015年）20.0を、30%以上減少させ、2026年に14.0以下とする」としている。

第4章 施策の展開

1 基本施策

◆基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きることができ自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。また、こうした取り組みを実施するためには、様々な分野の人々、組織、施策が密接に連携する必要があります。

自殺の原因となり得る様々な課題に対し、それぞれの関連分野において支援が展開されています。そうした多くの分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、「気づき」「つながり」「見守る」「わ」の連携を推進し、地域におけるネットワークの強化を図ります。

<施策の展開>

○主な事業例

取組	内容	担当課・団体
光市自殺対策協議会の設置と運営	医療、法律、人権、教育、労働、地域、警察、消防、行政等の多分野の関係者により、本市の自殺対策の推進に関する情報共有・協議・連携を図ります。 また、委員相互及び関係分野において、「気づき」「つながり」「見守る」「わ」のネットワーク強化を推進します。	健康増進課
民生委員児童委員協議会との連携	民生委員児童委員協議会においては、地域の人たちが安心して暮らせるよう、生活に関する相談に応じ、必要な援助を行い、悩みが解決するように支援することで、地域住民の安心のネットワークづくりを推進します。	福祉総務課 社会福祉協議会
母子保健推進協議会との連携	母子保健推進協議会においては、妊産婦・乳幼児家庭の訪問活動とともに、地域での子育ての輪づくり運動を展開し、子育て家庭の孤立を防ぎ、子育て支援を推進します。	健康増進課
子ども・子育て総合相談体制の充実 (子ども相談センターきゅっと)	子どもとその家庭、妊産婦等を対象に、相談対応や継続的なソーシャルワークによる助言・支援等行う「子ども家庭総合支援拠点」として、切れ目のない支援を行い子育て家庭の孤立を防ぎます。 また、要保護児童対策地域協議会の調整機関も担い、関係機関と連携し、児童虐待防止対策を実施します。	子ども家庭課

取 組	内 容	担当課・団体
ひかり子育て見守りネットワーク事業	児童虐待の未然防止、早期発見や地域養育能力の向上を目的とし、ひかり子育てサポーターや子育て支援コーディネーターの育成を行うなど、行政・地域・家庭が一体となった草の根的な子育て見守りネットワークを構築します。	子ども家庭課
コミュニティ・スクール推進事業	学校・保護者・地域住民・学識経験者等を中心とした学校運営委員会を設置し、地域ぐるみの学校づくりを目指し、地域で子どもの課題を共有し、ふれあいを通し、児童生徒の自己有用感や自己肯定感を高めるよう、次世代型コミュニティ・スクールによる社会総がかりの教育を推進します。	学校教育課
老人クラブ連合会との連携	老人クラブ連合会においては、地域を基盤とした高齢者の自主団体として、生きがいや健康づくり、高齢者相互の支え合い、社会奉仕等、地域間や世代間の交流を図りながら地域に根差した活動を行い高齢者の生きがいの確保や見守り体制の確立を推進します。	社会福祉協議会 高齢者支援課
地域ケア会議推進事業	高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域包括ケア体制の実現を目指すため、高齢者サービス及び地域における多様な社会資源の支援体制を構築するため、地域ケア個別会議、連絡会議、全体会議を開催します。	高齢者支援課
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	高齢者のニーズに応じた的確なケアマネジメントが可能となるよう、介護支援専門員への助言や指導を行うとともに、あらゆる職種との連携を図りネットワークの構築を図ります。	高齢者支援課
認知症高齢者等見守りネットワーク形成事業	認知症高齢者等を地域で見守るネットワークを構築し、地域での見守り強化や、行方不明時の早期発見等に向けた支援を行います。	高齢者支援課

◆基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、専門の相談機関につなぎ、その助言を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動に取り組んでいくことが必要です。

本市では、悩んでいる人の“こころのサポーター”として、命の門番となるゲートキーパーの育成支援に努めます。

<施策の展開>

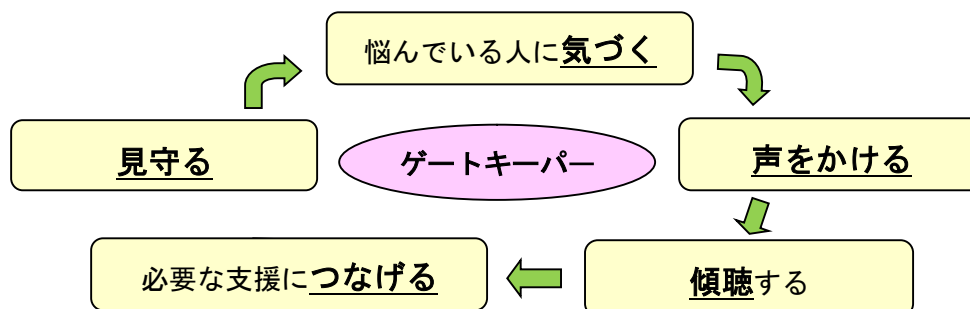
○主な事業例

取 組	内 容	担当課・団体
ゲートキーパー研修	市職員や教育関係者、関係機関・団体等にゲートキーパー研修を実施するとともに、市民に広く啓発し、市民団体等に随時出前健康講座で、誰もがこころのサポーターとなれるよう、自殺の現状やゲートキーパーについての講座を実施して、必要な知識の普及啓発及び人材の育成を行います。	健康増進課 全庁

コ ラ ム

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。「命の門番」とも表現されます。

ゲートキーパー研修を受け、「自殺危機にある人への初期介入のスキル」を身につけることで、誰でも地域でのゲートキーパーの役割を担うことができます。



本市では、平成23年度から、市職員や教育関係者、民生委員児童委員、母子保健推進員や市民団体等を対象にゲートキーパー養成研修を行い、令和元年度までの9年間に、累計1,444人が受講しました。

自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要です。誰でもが悩んでいる人の“こころのサポーター”としてゲートキーパーになることができます。一人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、それぞれの立場でできることから行動を起こしてみませんか。市健康増進課では、随時、ゲートキーパー養成のための出前講座を受け付けています。

参考：厚生労働省ホームページ

◆基本施策3 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は未だ十分に理解されていないのが実情です。

そのため、そうした心情や背景の理解を深めることも含めて、危機に陥った時には誰かに援助を求めることが適当であるということ、市民個人及び地域全体の共通認識とし、援助を求める先の情報が市民に浸透するよう啓発と周知に努めます。

<施策の展開>

○主な事業例

取組	内容	担当課・団体
相談窓口啓発 ・睡眠キャンペーン ・こころの相談窓口 ・困りごと相談窓口	こころの健康相談及びかかりつけ医の睡眠相談の啓発とともに、様々な困りごとに関する相談先の情報を掲載したリーフレットを作成し、広く市民に啓発します。	健康増進課 関係各課
出前講座	市民の要請により職員が地域に出向いて市の施策や制度、事業内容等に関する情報をわかり易く伝えるとともに住民の意見や提言などを伺い、共創と協働で育ちまちづくりを推進します。 また、出前講座のメニューとして「心の健康出前講座」を随時実施します。	地域づくり推進課 関係各課 健康増進課
こころの健康チェック事業	こころの体温計（メンタルヘルスチェックサイト）を使用し、セルフメンタルヘルスチェックができ、その場で結果に基づき相談窓口情報を紹介する簡易システムを市ホームページ上で実施します。	健康増進課
こころの処方箋事業	図書館の図書貸し出しで、こころの健康に関する本を書名や著者が分からないように、オリジナルの「こころの処方箋袋」に入れたまま貸出す読書療法を取り入れた取り組みを実施します。	健康増進課 図書館

◆基本施策4 生きることの促進要因への支援

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因」が上回ったときに自殺のリスクが高まるとされています。

そのため、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進を図ります。

<施策の展開>

○主な事業例

取 組	内 容	担当課・団体
心の健康相談 癒しのカウンセリング 健康相談	電話、メール、来所等による保健師による健康相談及び心の健康相談に随時応じるとともに、臨床心理士による癒しのカウンセリングを実施します。	健康増進課
育児相談 おっぱい相談電話 のびのび相談 1歳児お誕生相談 2歳児お誕生相談	子どもの発育・発達に関して、専門職が相談に応じ、育児不安の軽減に努めます。	健康増進課
子ども・子育て総合 相談体制（再掲） （子ども相談センタ ーきゅっと）	子どもとその家庭、妊産婦等を対象に、相談対応や継続的なソーシャルワークによる助言・支援等行う「子ども家庭総合支援拠点」として、切れ目のない支援を行います。	子ども家庭課
子育て支援センター	子育て中の親子が情報交換・交流できる場や気軽に相談できる場を提供し、育児の負担感や不安感の軽減を図り、子育て家庭の孤立化を防ぎます。	子ども家庭課
子育て支援の「わ」 事業	保育所・幼稚園等を地域における子育て支援の核と位置づけ、園庭開放や地域住民との交流、さらには、身近に相談できる場所としての機能を整備し、子育て支援の「わ」を地域に広げ、子育て家庭の孤立化を防ぎます。	子ども家庭課
母子保健推進員活動	妊産婦、乳幼児家庭を訪問し、行政が実施する母子保健事業やサービスを紹介し母子の健康状態や家庭の状況を把握して行政に繋ぐパイプ役を担うとともに、身近な相談相手としての役割を担い、母子の孤立と育児不安の軽減に努めます。	健康増進課

取組	内容	担当課・団体
妊産婦・新生児・乳幼児訪問 産婦健康診査 産後ケア事業	保健師が家庭を訪問して妊産婦・新生児・乳幼児の保健相談・指導を行い、育児不安の軽減に努めます。 また、産後の訪問では、産後うつスクリーニングを含産婦健康診査事業との連携を図りながら、産後うつ質問票を用いた面接を行い産後うつの早期対応を図り、必要に応じ、ショートステイやデイサービスで心身のケアや育児サポートを受けられる産後ケア事業に繋がります。	健康増進課
養育支援訪問	子育てに対し不安や孤立感等を抱える家庭や虐待の恐れがある家庭など、支援が必要とされる家庭に対し保健師や助産師、臨床心理士等が訪問し、適切な支援を行います。	子ども家庭課 健康増進課
教育相談事業	悩みを持つ青少年及びその保護者等を対象とした電話相談及びスクールソーシャルワーカーによる面談事業を実施します。	文化・社会教育課
いじめ問題への対応	光市いじめ問題調査委員会、光市いじめ問題対策協議会を設置し、いじめ問題に対応するとともに、重大事件が発生した場合に、調査結果を検証・再調査するいじめ調査検証委員会を設置します。	学校教育課
不登校未然防止事業	不登校の兆候が現れた段階で、専門家等を交えたケース会議やスクールソーシャルワーカーの学校派遣を行い、不登校の未然防止早期対応に努めます。	学校教育課
高齢者総合相談事業	高齢者の総合相談窓口として、個々の高齢者がどのような支援を必要としているかを把握し、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげる等の支援を行います。	高齢者支援課
高齢者生活相談所設置運営事業	高齢者からの各種相談対応と高齢者に対して福祉情報を提供するため、高齢者生活相談所を設置運営します。	高齢者支援課
友愛訪問活動促進事業	老人クラブ活動の中で、各地域において、ひとり暮らし高齢者等の安否確認等、見守り活動を実施します。	高齢者支援課 社会福祉協議会
介護予防ケアマネジメント事業	要支援者や事業対象者に対して、アセスメントを行い、その状態や置かれている環境などに応じて、本人が「介護予防・日常生活支援総合事業」を利用して自立した生活を送ることが出来るようにするためのケアプランを作成します。	高齢者支援課
高齢者虐待予防啓発事業	高齢者虐待のない地域社会づくりを目的に、虐待に対する正しい理解と未然防止などの普及を図るため、講演会、虐待に関する相談、対応を実施し、困難を抱える人への支援を行います	高齢者支援課
家族介護支援事業	地域住民の認知症高齢者への理解を深め、地域での見守り体制を構築することで、認知症の人及び家族が抱える認知症の不安や悩みへの対応や困難を抱える人への支援を行います。	高齢者支援課

取 組	内 容	担当課・団体
認知症サポーター等養成事業	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を地域で温かく見守り、できる範囲で手助けをする認知症サポーターを養成する講座を開催します。	高齢者支援課
認知症初期集中支援推進事業	認知症の早期診断・早期対応を図るために、医療と介護の専門職からなる「認知症初期集中支援チーム」が、認知症や認知症を疑われる人、その家族に訪問し、認知症の診断・治療・介護サービスの利用、家族支援などを包括的・集中的に行います。	高齢者支援課
生活自立相談支援センター事業	生活や仕事の困りごと、生活費の悩み、ひきこもり等様々な生活上の相談を受け、問題解決に向けて相談支援員とともに支援計画を作成し、生活の安定に向けた自立支援を行います。	社会福祉協議会
DV等相談支援体制の充実	配偶者からの暴力（DV）の根絶に向けた周知。啓発を図るとともに、被害者に対する相談機能の充実を図ります。	福祉総務課 人権推進課
障害者・障害児総合相談支援事業	障害者やその家族等に対し、障害福祉サービス等の利用援助、社会資源の活用やピアカウンセリング、介護相談及び情報提供等を総合的に行います。	福祉総務課
地域活動支援センター事業	障害者や障害児に対し、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会交流の促進等の便宜を供与することで、障害者等の地域生活支援を促進します。	福祉総務課
民生委員児童委員活動	住民の身近な相談相手として、生活のあらゆる相談に応じ、地域の見守り活動を行います。	福祉総務課 社会福祉協議会
心配ごと相談	住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、助言・指導を行うことで住民の福祉の向上を図ります。また、相談内容に応じて、関係機関と連携して対応。深刻化する恐れのあるケースについては、専門機関に繋がります。	社会福祉協議会
就業支援対策事業	概ね15歳以上40歳未満の無就業者（ニート）に対し、無料就職相談・カウンセリング・臨床心理相談を実施し就労支援を図ります。	商工観光課 しゅうなん若者サポートステーション
市税等徴収事務納税相談	市税及び国民健康保険税の徴収事務を行い、効率的な納税管理により実態調査や納税相談を実施し、滞納者の生活における負担や不安に適切に対処します。	収納対策課

取 組	内 容	担当課・団体
給水停止による生活弱者等の把握	水道料金滞納における給水停止において、滞納者のうち生活弱者等を把握し、関係各所と情報共有します。	水道局
使用水量低下時の調査	水道使用量が0または大幅に低下した世帯に関しては、可能な範囲で状況の調査を行い、必要に応じ関係機関に繋がります。	水道局
生活困窮者自立支援事業	光市生活自立相談支援センターを拠点として、生活や仕事に関する相談を受け、専任の相談員が寄り添いながら就労や家計相談などの自立に向けた支援を行い、必要に応じて個別のプランを作成し、地域住民や福祉関係者、専門機関と連携を図りながら継続的な支援を行います。	福祉総務課 社会福祉協議会

コ ラ ム

☆こころの体温計でストレスチェック☆

『こころの体温計』は、簡単な質問に答えることで、あなたの今のストレス度や落ち込み度がどれくらいかを知ることができます。

最近、こころの疲れや不調を感じていませんか？

日々の生活で無理が続くと、こころのバランスが崩れやすくなります。

●『こころの体温計』の使い方

「本人モード」・・・自分自身のこころの状態をチェックできます。

「家族モード」・・・身近な家族のこころの状態をチェックできます。

「赤ちゃんママモード」・・・赤ちゃんがいらっしゃるお母さん向けです。

「アルコールチェックモード」・・・本人向けと家族向けのチェックリストがあり、飲酒についてのアドバイスが受けられます。

☆本人モードでは、質問に答えると”水槽を泳ぐ金魚”の様子が表示されます。水槽の中で泳ぐ金魚、猫などのキャラクターが登場し、あなたのストレス度や落ち込み度を表示します。



ねこ
社会的な
ストレス

黒金魚
対人関係の
ストレス

水の透明度
落ち込み度

結果画面 (例)



こころの体温計 (本人モード)

ご本人の健康状態や人間関係、住環境などの4択式の質問13問に回答していただくと、ストレス度や落ち込み度が、水槽の中で泳ぐ金魚、猫などの絵になって表示されます。

水槽のヒビ
住環境の
ストレス

赤金魚
自分自身の
ストレス

石
その他のストレス

【赤金魚】自分の病気などのストレス



※レベルが上がる毎にケガをしていきます

【水の透明度】落ち込み度



※レベルが上がる毎に水が濁っていきます



▲チェック開始
はこちら

◆基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒のSOSの出し方に関する教育は、「生きることの包括的な支援」の中で、「自殺の事前対応のさらに前段階の取り組み」として、いのちや暮らしの危機に直面したときの問題の整理や対処方法を児童生徒の段階でライフスキルとして身につけ、生きる力を高める重要なものです。

本市においては、すべての児童生徒がSOSの出し方についての教育を受けられるよう推進していきます。

<施策の展開>

○主な事業例

取 組	内 容	担当課・団体
こころの教育 SOSの出し方に関する教育	児童生徒が様々な困難やストレスへの対処方法を身につけるとともに、必要な時にSOSを出す等適切な対応ができるよう、保健体育、総合学習等教育の充実を図ります。	学校教育課 各学校
子どもの人権SOS ミニレターの配布、 相談	年2回、学校を通じて「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、子どもが相談したいことを書いてポストに投函すると、最寄りの法務局・地方法務局に届き、郵送による相談対応を行います。	法務局 各学校
スクールライフ支援 員事業	不登校や集団不適応児童生徒の社会的自立を図り、相談・適応指導を適切に行うためにスクールライフ支援員を学校や家庭に派遣します。	学校教育課
心療カウンセラー派 遣事業	児童生徒の心の問題に関して「臨床心理士」を学校に派遣し、児童生徒間の問題行動や不登校等の解決及び健全育成を図ります。	学校教育課

コ ラ ム

「思春期グローイングハートプロジェクト事業」

児童生徒を取り巻く環境は日々急激に変化しており、今後、SNS等の更なる普及やAI等の技術革新により、人と人との対面でのコミュニケーション機会の減少が予測され、新時代を創造する児童生徒たちには、「自己表現力」や「他者との円滑な関係を構築する力」等の対面でのコミュニケーション能力を育成する場が、これまで以上に必要となります。

このため、スクールカウンセラーによる「心理教育プログラム」の実施により、学校における心の教育を一層充実させ、未来の山口県を切り拓いていく子どもたちの規範意識や責任感、他者への思いやりなど、昔も今も普遍的に大切な「心」を育成するため、令和元年度より「思春期グローイングハートプロジェクト事業」を実施し、本事業の中で体系的に、「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」を実施しています。

※思春期グローイングハートプロジェクト事業実施要綱（山口県教育庁 学校安全・体育課）より抜粋

2 重点施策

自殺対策を推進するため、その特徴に応じた取り組みを重点的に進めます。

◇重点施策1 子ども・若者への支援

子ども・若者世代の「いのち」が失われることは大きな問題です。この世代は、家庭問題と学校生活、身体の変化への適応等の課題とともに、進学、就職、結婚、出産、育児などライフスタイルの大きな変化も経験する年代となります。

本市では、「おっばい都市宣言」の理念のもと、子どもの豊かな育ちの支援とともに子育て世代への様々な支援を展開しており、子ども・若者世代の様々な課題に対し切れ目のない支援により自殺対策の推進を図ります。

○主な事業例

取 組	内 容	担当課・団体
子ども・子育て総合相談体制の充実 子ども相談センター きゅっと（再掲）	子どもとその家庭、妊産婦等を対象に、相談対応や継続的なソーシャルワークによる助言・支援等行う「子ども家庭総合支援拠点」として、切れ目のない支援を行います。	子ども家庭課
子育て支援センター （再掲）	子育て中の親子が情報交換・交流できる場や気軽に相談できる場を提供し、育児の負担感や不安感の軽減を図り、子育て家庭の孤立化を防ぎます。	子ども家庭課
子育て支援の「わ」 事業（再掲）	保育所・幼稚園等を地域における子育て支援の核と位置づけ、園庭開放や地域住民との交流、さらには、身近に相談できる場所としての機能を整備し、子育て支援の「わ」を地域に広げ、子育て家庭の孤立化を防ぎます。	子ども家庭課
養育支援訪問（再掲）	子育てに対し不安や孤立感等を抱える家庭や虐待の恐れがある家庭など、支援が必要とされる家庭に対し保健師や助産師、臨床心理士等が訪問し、適切な支援を行います。	子ども家庭課 健康増進課
ファミリー・サポート・センター	仕事と子育ての両立しやすい環境を推進するため、子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人がそれぞれ会員となり、地域で子育てを助け合う相互援助活動を推進し、子育て家庭の孤立化を防ぎます。	子ども家庭課

取 組	内 容	担当課・団体
児童虐待対策強化	要保護児童対策地域協議会を中心として、関係機関と連携を図り、児童虐待防止対策の充実を図ります。子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのサインであるため、問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減・早期発見を行います。	子ども家庭課
母子健康手帳交付等	母子健康手帳の交付や妊婦健康診査を実施します。専門職が面接することで、既往歴や家庭の生活状況や抱える問題等を把握する機会となり、問題の早期発見・対応を行います。	健康増進課
産婦健康診査	産後2週間と1か月の2回、産後うつスクリーニングを含む産婦健康診査を実施し、母親の身体・精神的状態を産後早期に把握し、医療機関との連携を図り、課題に対し早期に対応します。	健康増進課
育児相談 おっばい相談電話 のびのび相談 1歳児お誕生相談 2歳児お誕生相談 (再掲)	子どもの発育・発達に関して、専門職が相談に応じ、育児不安の軽減に努めます。	健康増進課
乳幼児健康診査	1か月・3か月・7か月・1歳6か月・3歳児の健康診査を実施し、子どもの発育・発達状況や課題、家庭の状況や抱えている問題を発見し、早期対応を行います。	健康増進課
教育相談事業(再掲)	悩みを持つ青少年及びその保護者等を対象とした電話相談及びスクールソーシャルワーカーによる面談事業を実施します。	文化・社会教育課
地域における 青少年健全育成活動	各地域において街頭補導活動等を実施します。	文化・社会教育課
特別支援事業特別支援教育推進事業	教育支援委員会、専門家チーム会議の開催、就学相談会の開催(第3水曜日 全12回)、光っ子コーディネーターによる支援を実施します。	学校教育課
いじめ問題への対応 (再掲)	光市いじめ問題調査委員会、光市いじめ問題対策協議会を設置し、いじめ問題に対応するとともに、重大事件が発生した場合に、調査結果を検証・再調査するいじめ調査検証委員会を設置します。	学校教育課
不登校未然防止事業 (再掲)	不登校の兆候が現れた段階で、専門家等を交えたケース会議やスクールソーシャルワーカーの学校派遣を行い、不登校の未然防止早期対応に努めます。	学校教育課
光っ子教育サポート事業	光っ子サポーターによる支援、臨床心理士による発達検査を実施します。	学校教育課

◇重点施策2 勤務・経営への支援

会社や家庭等あらゆる場面において、主要な役割を担う「働き盛り」世代は、心理的にも社会的にも負担を抱えやすい年代です。就労問題（過労やパワハラ、職場の人間関係等）や家庭の問題等様々なことでメンタルヘルスに不調をきたす場合もあります。

そのため、勤務上やその他の悩みを抱えた人が、適切な相談や支援につながるよう、相談先等の周知を図るとともに、働く世代すべての方が将来への展望を持ち得るように自殺対策の推進に努めます。

○主な事業例

取組	内容	担当課・団体
心の相談及び困りごと相談窓口等の啓発	メンタルヘルス関連の相談窓口や職場・仕事等に関する困りごとの相談窓口等を掲載したリーフレットを作成し、相談先を分かりやすく啓発します。	健康増進課
労働相談	市ホームページや市広報などで関係機関の相談窓口等の情報を発信します。	商工観光課
こころの健康相談	労働者数50人未満の小規模事業場の事業者及び労働者のこころの健康相談を行います。	下松地域産業保健センター 健康増進課
ストレスチェック制度	労働安全衛生法に基づき、職員のストレスの状況について検査を行うとともに、その結果を通知することでストレスの原因となる職場環境の改善につなげます。	各事業所
就業支援対策事業	概ね15歳以上40歳未満の無就業者（ニート）に対し、無料就職相談、カウンセリング、臨床心理相談を実施し就労支援を図ります。	商工観光課 しゅうなん若者サポートステーション
経営相談	商工会議所や商工会等と連携を図り、経営能力の向上と経営体質の改善に向けた相談・支援体制の充実や、融資制度の展開による経営支援を行います。	商工観光課 光商工会議所 大和商工会

◇重点施策3 高齢者への支援

高齢者の自殺の「原因・動機」には「健康問題」が関わっていることが多く、その他にも死別や離別、閉じこもりや介護等の問題により、孤独・孤立状態から抑うつ状態になりやすい傾向にあります。

高齢者の健康づくりの支援とともに高齢者一人ひとりが生きがいと役割を実感できる地域づくりを目指し、「つながり」と「場づくり」をキーワードに高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり等のソーシャル・キャピタルの醸成を促進する施策の推進に努めます。

○主な事業例

取組	内容	担当課・団体
高齢者総合相談事業 (再掲)	高齢者の総合相談窓口として、個々の高齢者がどのような支援を必要としているかを把握し、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげる等の支援を行います。	高齢者支援課
高齢者生活相談所 設置運営事業 (再掲)	高齢者からの各種相談対応と高齢者に対して福祉情報を提供するため、高齢者生活相談所を設置運営します。	高齢者支援課
地域ふれあいサロン 活動支援事業 (再掲)	地域で活動している高齢者の交流の場である「ふれあい・いきいきサロン」へ看護師を派遣し、血圧測定等の健康チェックや相談対応、「いきいき百歳体操普及事業」へのサポートを通じて介護予防につなげます。	高齢者支援課 社会福祉協議会
老人クラブ活動と の連携	生きがいや健康づくり、高齢者相互の支え合い、社会奉仕等、地域間や世代間の交流を深めながら、地域に根差した活動を行います。 <友愛訪問活動促進事業> 地域において、ひとり暮らし高齢者等の安否確認等、見守り活動を実施します。 <ことぶき教室設置運営事業> 「個人生活を豊かにする学習」、「家庭生活を豊かにする学習」、「社会生活を豊かにする学習」の分野ごとのテーマに沿って研修会を開催します。 <生きがいと健康づくり推進事業> 書、絵画などの展示や歌、舞踊などを披露する文化祭や、心身の機能維持と集団行動を行う健康フェスタを開催します。	高齢者支援課 社会福祉協議会
高齢者就労事業	高齢者に就労の機会を提供し生活の安定を図るため、経済的支援及び環境美化を目的として、公園や緑地帯等の清掃作業を行います。	高齢者支援課

取 組	内 容	担当課・団体
介護予防普及啓発事業	一般市民・介護事業所等を対象に認知症予防講演会を年1回開催し、認知症に対する正しい理解を深めます。	高齢者支援課
地域介護予防活動支援事業	筋力やバランス能力の改善効果があり、身近な地域で住民が主体となって行える介護予防体操を地域に普及するとともに、通いの場の創出を図ります。	高齢者支援課
生涯学習推進事業 (各種講座開催)	生きがいの創出や充実した人生を送ることを目的に様々な講座などを開催し、生涯学習の推進と社会参加を促し、生きがいづくり、居場所づくりを図ります。	地域づくり推進課
短期宿泊事業	介護サービス等の利用が困難で、身体、精神上的理由や、生活環境の悪化等により、一時的に援助を必要とする高齢者に対し、市が委託した養護老人ホーム等に短期宿泊させ、その間に、体調調整や生活習慣の指導、生活環境の改善等を行います。	高齢者支援課
養護老人施設入所措置	環境上の理由や経済的な理由により、居宅生活が困難な高齢者を養護老人施設等へ措置入所します。	高齢者支援課
緊急通報装置設置等事業	虚弱なひとり暮らし高齢者等が急病や事故等の緊急対応を必要とする場合に、迅速かつ適切な救助や相談を受けることが可能となるよう、自宅に緊急通報装置を設置します。	高齢者支援課

◇重点施策4 生活困窮者への支援

生活困窮者は、単に経済的な問題だけでなく、心身の健康や家族等との人間関係、ひきこもり等その背景に多様かつ広範な問題を、複合的に抱えていることが多くあります。

そのため、経済や生活面の支援のほか、心身の健康支援等の視点も含めた包括的な生活困窮者支援を推進します。

○主な事業例

取 組	内 容	担当課・団体
生活困窮者自立支援事業（再掲）	生活困窮者に対して、包括的かつ継続的な相談支援を行い、自立に向けた援助を効果的に実践します。	福祉総務課 社会福祉協議会
生活保護扶助事業	生活保護受給者に対し、各扶助費を支給し、最低生活を維持します。	福祉総務課
市税等徴収事務納税相談（再掲）	市税及び国民健康保険税の徴収事務を行い、効率的な納税管理により実態調査や納税相談を実施し、滞納者の生活における圧迫や不安に適切に対処します。	収納対策課
消費生活支援事業	市民からの多重債務に関する相談を受け付けます。	生活安全課
給水停止による生活弱者等の把握（再掲）	水道料金滞納における給水停止において、滞納者のうち生活弱者等を把握し、関係各所と情報共有します。	水道局

3 生きる支援関連施策

自殺の原因となり得る様々な課題に対し、それぞれの関連分野において支援が展開されており、そうした多くの分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

本市では、関連分野の事業を「生きる支援関連施策」として位置づけ、有機的な連携を持って各種事業の推進を図ります。

◆保健分野の取り組み

○主な事業例

取 組	内 容	担当課・団体
プレママ支援事業	プレママ（母親教室・家族学級）や、プレママ相談・歯科健診を実施します。	健康増進課
離乳食教室	3～4か月児を対象として離乳食に関する相談・指導を行います。離乳食以外の育児不安等についても話をし、問題の早期発見・対応を行います。	健康増進課
食生活改善推進協議会活動	市民を対象にした健康教室等の開催や研修等で学んだ知識を地域に普及することで食生活を基盤とした健康づくりを推進し、望ましい食習慣の実践と定着を図ります。	健康増進課
のびのび教室	1歳6か月児健診でのフォロー児を対象とし、3歳になるまで、保護者と子どもが遊びを通して、運動や言葉の力を伸ばすための教室を実施します。	健康増進課
のびのび相談	子どもの言葉や発達・行動面・関わり方について臨床心理士による個別相談を行います。	健康増進課
光市健康づくり推進計画 スマイルチャレンジ事業	市民が主体的に健康づくりに取り組むことを支援し、「まもる、うごく、たべる、なごむ」をキーワードに事業を展開します。 このうち「なごむ」においては、市民が笑顔で過ごすことができるよう、こころの健康や休息の確保に向けた取り組みを支援します。	健康増進課

◆児童福祉分野の取り組み

○主な事業例

取 組	内 容	担当課・団体
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者の就労や疾病等で家庭における養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で子どもの預かりを行います。	子ども家庭課
母子家庭・父子家庭自立支援給付金	就業に有利となる資格の取得などについて、給付金を支給し、就業支援を行います。	子ども家庭課
児童扶養手当	離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している母又は父などに対し、生活の安定と自立の促進、児童福祉の向上を目的として児童扶養手当を支給します。	子ども家庭課
母子生活支援施設入所	子どもを養育している母子家庭などで、生活上の様々な問題を抱えた母子を保護するとともに、自立促進のために生活を支援します。	子ども家庭課
保育事業	保護者の就労や疾病などの理由で、家庭において子どもを保育できない場合に保護者にかわって保育を行います。	子ども家庭課

◆障害福祉分野の取り組み

○主な事業例

取 組	内 容	担当課・団体
自立支援医療（精神通院）	障害者総合支援法に規定される自立支援医療（精神通院）制度の利用により、精神科への通院医療費の窓口負担が1割に軽減されます。	福祉総務課
ヘルプカード配布事業	障害者等、支援を必要とする人が周囲の助けを求めやすくするために、自らの基本情報と、支援に必要な事項を記載し携行するためのヘルプカードを配布します。	福祉総務課
障害福祉サービス	障害者及び難病患者等に対する障害福祉サービスの提供を実施します。	福祉総務課
障害児通所支援	障害児に対する障害福祉サービスの提供を行います。	福祉総務課

◆高齢福祉分野の取り組み

○主な事業例

取 組	内 容	担当課・団体
介護予防計画事業	要支援者に対して、アセスメントを行い、その状態や置かれている環境などに応じて、本人が「予防給付」を利用して自立した生活を送ることが出来るようにするためのケアプランを作成し、支援を必要とする、困難を抱えている人に気づき適切な相談機関につなげます。	高齢者支援課
後期高齢者医療保険料滞納者に対する納付相談	保険料を滞納している被保険者に対し、生活実態の聞き取り等を行い、納付相談を実施します。	市民課
在日外国人高齢者等特別給付金	年金制度上、国籍要件などによって国民年金の受給資格を得ることのできなかった市内在住の外国人高齢者等に対し給付金を支給します。	高齢者支援課
高齢者福祉送迎事業	高齢者の介護予防の促進及び健康寿命の延伸につなげるため、三島温泉健康交流施設と市内3箇所の拠点施設を結ぶ無料送迎バスを運行します。	高齢者支援課
日常生活用具給付事業	在宅生活に不安を抱えるひとり暮らし高齢者等に対し、火災警報器等の日常生活用具を給付、又は貸与します。	高齢者支援課
栄養調理教室	高齢者に対し、食生活の改善及び健康増進を目的とした栄養調理教室を開催します。	高齢者支援課
介護用品給付事業	要介護4又は5の在宅高齢者等を常時介護する家族に対し、紙おむつ等9品目の介護用品と引き換え可能な「介護用品引換券」を給付します。	高齢者支援課
成年後見制度利用支援事業	資産、収入等の状況から、成年後見制度を利用する被後見人等が負担すべき後見人等への報酬の支払いが困難な場合、その費用について助成します。	福祉総務課 高齢者支援課
寝たきり老人寝具乾燥事業	老衰、障害、疾病等の理由により、寝具類の衛生管理が困難な在宅の寝たきり高齢者や重度障害者のいる世帯に対し、寝具類の乾燥・消毒を実施し、清潔で快適な居宅生活への支援を行います。	高齢者支援課
訪問理美容サービス事業	在宅で寝たきり、障害、傷病等のため理美容店に出向くことが困難な在宅の寝たきり高齢者等の自宅へ訪問し、理美容のサービスを提供します。	高齢者支援課
在宅寝たきり老人リフト付きタクシー助成事業	乗用車等による通院等の移動が困難な寝たきり高齢者が、市の指定した業者が運行するリフト付タクシーを利用した際に運賃の基本料金相当額を助成します。	高齢者支援課

取 組	内 容	担当課・団体
ことぶき教室設置 運営事業	老人クラブが会員向けに、「個人生活を豊かにする学習」、「家庭生活を豊かにする学習」、「社会生活を豊かにする学習」の分野ごとのテーマに沿って研修会を開催します。	高齢者支援課
牛島憩いの家デイ サービスセンター	牛島の在宅高齢者に対し、通所サービスや交流・休養する場を提供するため、牛島憩いの家デイサービスセンターを設置運営します。	高齢者支援課
敬老行事	敬老の日を中心として、高齢者に敬老の意を表し、長寿を祝う敬老行事を市内全域で開催します。	高齢者支援課
長寿者祝品支給事 業	多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うための祝金及び記念品を支給します。	高齢者支援課
災害時要援護者把 握事業	災害対策基本法及び光市地域防災計画に基づき、避難行動要支援者（災害時要援護者）の名簿作成及び内容更新を行います。	高齢者支援課
憩いの家管理運営 事業	高齢者の心身の休養と健康の増進を図るための活動拠点及び高齢者相互の親睦を図る憩いの場として、東部憩いの家、西部憩いの家及び大和老人憩いの家を設置運営します。	高齢者支援課
転倒骨折予防教室	高齢者の介護度重度化の一因である転倒及び骨折の予防を図るため、介護予防の啓発活動及び体操指導等を行う教室を開催します。	高齢者支援課
救急医療情報ホル ダー（緊急連絡カ ード）配布事業	高齢者保健福祉実態調査の結果をもとに、調査対象者に対し救急時に必要となる本人情報が記載された「緊急連絡カード」及び「救急医療情報ホルダー」を配布します。	高齢者支援課
高齢者保健福祉実 態調査	民生委員児童委員の協力のもと、ひとり暮らし高齢者等の実態調査を行います。	高齢者支援課
認知症地域支援・ケ ア向上事業	認知症の人やその家族、地域の人など誰もが気軽に集い語り合うことができる「認知症カフェ」を主体的に運営する団体に対して助成を行います。	高齢者支援課

◆教育・人権分野の取り組み

○主な事業例

取 組	内 容	担当課・団体
学校人権教育研修会	学校関係者を対象に人権問題に関する正しい理解を深めるとともに人権意識の高揚を図ります。	人権教育課 学校教育課
光市人権教育指導者研究会	<p><第1回定例会> 人権教育指導者研究会員と学校関係者が合同で行い、人権問題に関する正しい理解を深めるとともに人権意識の高揚を図ります。</p> <p><第2回定例会「ハートフルデイ in 光」> 各中学校区の生徒、保護者、地域住民、人権教育指導者研究会員を対象に人権問題に関する正しい理解を深め、人権意識の高揚を図るとともに、各事業所・各団体の指導者の養成を目的として実施します。</p> <p><第3回定例会「光市人権を考えるつどい」> 一般市民、人権教育指導者研究会員を対象に人権問題に関する正しい理解を深め、人権意識の高揚を図るとともに、各事業所・各団体の指導者の養成を目的として実施します。</p> <p><第4回定例会「コミュニティ協議会人権推進大会」> 各コミュニティ協議会において、地域住民を対象に人権問題に関する正しい理解を深め、人権意識の高揚を図るとともに、各事業所・各団体の指導者の養成を目的として実施します。</p>	人権教育課 学校教育課
学校人権教育研究会 研究指定校	毎年2校を2年間、研究校として指定し、指定2年目を迎えた学校を会場とする発表会を開催し、研究成果を発表、共有し、人権問題への理解を深め、指導力の向上を図ります。	人権教育課 学校教育課
光市人権施策推進指針に基づく人権の啓発	教育委員会や関係団体等と連携し、様々な人権問題に対する正しい理解を深め、人権尊重意識を高めるための啓発活動を実施します。	人権推進課



◆その他の取り組み

○主な事業例

取 組	内 容	担当課・団体
光市総合計画 行動計画の策定・実施	光市のマスタープランである第2次光市総合計画の事業計画として行動計画を策定し、事業を実施します。	企画調整課
光市特定事業主行動計画の推進	女性活躍推進法及び次世代育成推進法に基づくワークライフバランスの推進を実施します。	総務課
国民年金の受付業務	国民年金保険料の免除・猶予申請書、障害基礎年金の請求書の受付等を行います。	市民課
国民健康保険短期被保険者証及び被保険者資格証明書の窓口交付事務	保険税を滞納している世帯主に対し、生活実態の聞き取り等を行い、納付相談を実施します。	市民課
国民健康保険の受付事務	国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予の新鋭を受理し、決定します。	市民課
頻回受診・重複受診訪問	頻回受診・重複受診者に、保健師による訪問指導や健康相談を行います。	市民課
光市特定事業主行動計画の推進	女性活躍推進法及び次世代育成推進法に基づくワークライフバランスの推進を実施します。	総務課
交通事故に関する相談事業	交通事故に関する相談先の紹介を行います。	生活安全課
市営住宅維持管理事業	市営住宅への入居相談や市営住宅使用料（家賃）の納付に関する指導及び相談を行います。	建築住宅課
行旅病人等対策事業	行旅病人等に対し、一時扶助や必要な支援を行います。	福祉総務課
メンタルヘルス事業	職員の仕事や人間関係などから生じるストレスについて、専門家等への相談を通じてその要因を取り除くことができるよう事業を実施します。	総務課
ふれあい・健康フェスティバル	福祉・保健・医療に関する啓発行事として、関係機関が参画し、福祉の向上、健康の増進を目的として毎年行事を開催します。	社会福祉協議会



第5章 推進体制と進行管理

本計画の基本理念である「つながる「わ」 いのち支える ひかりの絆」の実現に向け、5つの基本施策、4つの重点施策を中心に、生きることの包括的な支援として各種事業を展開するとともに、市民一人一人が、自殺が誰にでも起こり得る問題ととらえ、主体的に自殺対策に取り組み、それぞれの各論に基づいた着実な事業展開により、国や県の動向を注視しながら、これまで以上に関係者や関係機関と連携を図り、計画を推進していきます。

1 計画の推進体制

自殺対策は、社会全般に関係しており、その総合的な対策のためには、医療関係者、福祉関係者、教育関係者、経済、労働、法律関係者、行政等多分野の関係者が連携を図り取り組むことが重要です。

本市では、自殺対策を総合的かつ円滑にすすめるため、医療、福祉、教育、経済、労働、法律関係者及び関係行政機関の職員等から構成される「光市自殺対策協議会」を設置し、自殺対策に関する実践的な情報交換・意見交換の場とするとともに、各種関係機関等との協力的体制づくりの中心的な組織と位置付け、本市の自殺対策を推進していくこととします。

また、行政の関係担当課で構成する「光市自殺対策庁内ワーキンググループ」を設置し、自殺対策に関する施策について、総合的、計画的に推進していきます。

2 計画の進行管理

市民の自殺対策に対する意識を高め、必要な情報を収集できるよう、市広報やホームページ等への掲載、リーフレットの作成・配布や各種事業、イベントなどあらゆる機会を活用して、本計画の周知を図るとともに、計画の方針や今後の取り組みについて啓発します。

計画の推進にあたっては、施策を効果的に推進していくために、毎年度、光市自殺対策協議会を開催し、PDCAサイクル「Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（評価）⇒Action（改善）」により計画の進捗状況の評価を行い、計画の適切な進行管理に努めます。

3 計画の見直し

計画の実効性を確保するために、毎年度、PDCAサイクルに基づき、計画の進捗状況を把握・評価し、適宜、事業の見直しを行うことにより、より効果的な事業展開を目指します。

